

新潟市岩室民俗史料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月10日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第53号

新潟市岩室民俗史料館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市岩室民俗史料館条例施行規則（平成26年新潟市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「交流室」の次に「及び体験室並びにこれらの設備（以下「施設等」という。）」を加え、同条第3項中「交流室」を「施設等」に改める。

第3条から第5条までの規定中「交流室」を「施設等」に改める。

第6条の見出し中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第1項中「特別観覧料の納付期日」を「観覧料等の納付期日」に、「特別観覧料納付期日決定申請書」を「観覧料等納付期日決定申請書」に改め、同条第2項中「特別観覧料納付期日決定申請書」を「観覧料等納付期日決定申請書」に、「特別観覧料納付期日決定通知書」を「観覧料等納付期日決定通知書」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第2項中「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料免除申請書」を「観覧料等免除申請書」に改め、同条第3項中「特別観覧料免除申請書」を「観覧料等免除申請書」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料免除決定通知書」を「観覧料等免除決定通知書」に、「別表5の項」を「別表7の項」に改め、同条第4項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条第2項中「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料還付申請書」を「観覧料等還付申請書」に改め、同条第3項中「特別観覧料還付申請書」を「観覧料等還付申請書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料還付決定通知書」を「

観覧料等還付決定通知書」に改める。

第9条第1号中「交流室」を「施設等」に改める。

別表1の項及び2の項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同表3の項中「同条第26項」を「同条第28項」に、「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同表4の項中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同表中5の項を7の項とし、4の項の次に次の2項を加える。

5	市長が別に定める者が観覧することが史料館の活性化に資する場合	市長が別に定める額
6	国民の祝日に関する法律第2条に規定する文化の日に観覧する場合	観覧料等の全額

別記様式第1号を次のように改める。

<p>新潟市岩室民俗史料館利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 新潟市岩室民俗史料館指定管理者</p> <p style="text-align: center;">住所（団体にあっては所在地）</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり申請します。</p>	
利用施設	交流室 ・ 体験室
利用の目的及び内容	
特別の設備	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
<p>注1 太線の枠内だけ記入してください。</p> <p>2 利用施設を「○」で囲んでください。</p> <p>3 特別の設備をする場合は、その内容を別紙として添付してください。</p>	
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。	
決裁	
処理欄	
起案： 年 月 日	
決裁： 年 月 日	
許可： 年 月 日	
許可番号： 第 号	

利用の目的及び内容	
-----------	--

を

利用施設	交流室 ・ 体験室
利用の目的及び内容	

に

改める。

別記様式第5号を次のように改める。

<p>新潟市岩室民俗史料館観覧料等納付期日決定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）新潟市岩室民俗史料館指定管理者</p> <p style="text-align: center;">住所（団体にあっては所在地）</p> <p>申請者 氏名（団体にあっては名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり納付期日の決定を受けたいので申請します。</p>							
観覧日	年 月 日						
納付希望日	年 月 日						
観覧料等の額	円						
観覧料等の内訳							
納付期日の決定を必要とする理由							
注 太線の枠内だけ記入してください。							
上記のとおり納付期日を決定してよろしいでしょうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">処理欄</td> <td style="padding: 2px;">起案： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">決裁： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">決定： 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">決定番号： 第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">納付期日： 年 月 日</td> </tr> </table>	処理欄	起案： 年 月 日	決裁： 年 月 日	決定： 年 月 日	決定番号： 第 号	納付期日： 年 月 日
処理欄	起案： 年 月 日						
	決裁： 年 月 日						
	決定： 年 月 日						
	決定番号： 第 号						
	納付期日： 年 月 日						
決裁							

別記様式第6号中「新潟市岩室民俗史料館特別観覧料納付期日決定通知書」を「新潟

市岩室民俗史料館観覧料等納付期日決定通知書」に、「特別観覧料の額」を「観覧料等の額」に、「特別観覧料の内訳」を「観覧料等の内訳」に改める。

別記様式第7号中「新潟市岩室民俗史料館特別観覧料免除申請書」を「新潟市岩室民俗史料館観覧料等免除申請書」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料の内訳」を「観覧料等の内訳」に、「特別観覧料を免除」を「観覧料等を免除」に改める。

別記様式第8号中「新潟市岩室民俗史料館特別観覧料免除決定通知書」を「新潟市岩室民俗史料館観覧料等免除決定通知書」に、「特別観覧料の免除」を「観覧料等の免除」に、「特別観覧料の内訳」を「観覧料等の内訳」に改める。

別記様式第9号中「新潟市岩室民俗史料館特別観覧料還付申請書」を「新潟市岩室民俗史料館観覧料等還付申請書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に、「特別観覧料を還付」を「観覧料等を還付」に改める。

別記様式第10号中「新潟市岩室民俗史料館特別観覧料還付決定通知書」を「新潟市岩室民俗史料館観覧料等還付決定通知書」に、「特別観覧料の還付」を「観覧料等の還付」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項及び第3項の改正規定、第3条から第5条までの改正規定、第9条第1号の改正規定、別記様式第1号の改正規定並びに別記様式第3号の改正規定
公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日